

# 最近の粉飾の手口例

証券取引等監視委員会  
特別調査官・CPA  
萬仁志

## 1. 架空売上の事例

- 1 . 上場会社 A 社は製作機器の製造・販売を営んでいたが、代表取締役 X は、上場を目指していたところ、利益が必要と考え、上場以前から売上高の前倒計上を行っていた。
- 2 . A 社上場後は、X は自社が成長企業であることを示すためには、売上高が伸びていくことが必要と考え、さらにいわゆる循環取引による架空売上高を計上していた。
- 3 . X はさらに循環取引による架空売上高の計上のみでは、利益が計上できなかったことから、実際に発生した原価をたな卸資産に付け替え、架空資産を計上することにより利益を計上する粉飾を行った。

## 2. 売上の前倒しの事例

- 1 . 上場会社である建設業 A 社は、前代表取締役社長による売上至上主義の経営方針のもと、事業環境が厳しくなり受注に陰りが出てきていたが、各支店では事業計画必達とのプレッシャーから、売上の前倒し計上等を行なうようになった。
- 2 . A 社では、期末月の前月頃に、支店長及び総務経理・建設・営業責任者などが協議のうえ、事業計画で定めた半期毎の売上目標に係る不足分を確定させ、売上の前倒し計上物件の選定を行なった。
- 3 . 選定された物件については、施主に工事代金を期末までに入金するよう依頼し、売上計上基準で必要とされる建物引取証への署名依頼や偽造などを行い、売上高及び売上原価の前倒し計上を行なった。

### 3.工事進行基準の悪用の事例

1. 上場会社である機械業A社では、その中核事業の一つであるエネルギー・プラント事業本部及び各事業部の原価管理責任者が、利益目標を優先した原価管理を実施しており、また、これらを是正するための本社部門及び事業本部内の統制機能を十分に整備していない又は運用していない状況にあった。
2. こうした状況の中で、エネルギー・プラント事業の長期大規模工事で適用している工事進行基準において、不適正な原価の圧縮や期末において原価として計上すべき費用の把握漏れにより、工事の総発生原価見通しが過少に見積もられ、これに伴う工事進捗率の上昇により、売上高を過大に計上した。

## 4. 売上原価の付替えの事例

1. 輸送用機器業である上場会社A社は、利益率の意識などにより、製造原価(労務費、材料費、外注費等)の一部を裏付けのない一定率により、建設仮勘定及び仕掛品に配布するなどして、費用を繰延べることにより一定の利益を確保していた。
2. A社では、①海外子会社向けの売上高に対応する売上原価である金型等を、仕掛品に計上したまま振替処理を行なわないことによる、売上原価過少計上、②原価の一部を、根拠となる証憑の保存がないまま据付調整費という名目で建設仮勘定や仕掛品に計上していたことによる、売上原価の過少計上③実際に事業の用に供することを開始した国内生産用金型などを、建設仮勘定から固定資産に振替処理をしないことによる、減価償却費の過少計上、などを行った。
3. さらに、実質子会社であったB社に対して不適正な金融支援を行っていたが、これにつき必要な引当処理を行っていなかった。

## 5. 架空資産の計上の事例

1. 情報・通信業である上場会社A社では、売上の大幅増を見込んでいたが、実際には製品開発の遅れや価格競争の激化などにより当初の業績予想を大幅に下回り、赤字決算になることが確実となった。
2. そこで、銀行から財務制限条項が付されていた借入金の一括返済を回避することなどを意図して、当社長を含む役員などが協議し、様々な不適切な会計処理を計画した。
3. A社では、①債権先に対する担保権実行として譲受けた資産が債権残高に対して不足する部分につき、当該債権先から事業譲渡があったとして当該債権をのれんに振替え、損失計上を回避、②無償の譲受として架空の不良品在庫を計上し、架空売上を計上するなど不適切な会計処理を実行した。

## 6.連結はずしの事例

1. 上場会社A社の代表者Xは、実質的に子会社であるB社及びC社を利用して、A社の資金を流用し、多額の損失が発生していたところ、連結制度の改正により平成12年3月期から当該B社及びC社を子会社として連結財務諸表を作成しなければならなくなったが、連結財務諸表を作成すると多額の損失が明らかになってしまうことから、これを避けるため連結はずしを行うこととした。
2. A社の監査人であった中小監査法人である甲監査法人の公認会計士乙は、当初、B社及びC社を連結の範囲に含めるよう指導したが、これに対してX及び経理担当者Yは、乙に対して、合理的な理由のない反論を行い続けたところ、最終的に乙は連結をしないことを認めた。
3. その後、A社の担当会計士は公認会計士丙に変更になったが、丙も前任の会計士乙の判断を継続し、B社及びC社を連結の範囲からはずしたところ、多額の含み損失の結果、A社は民事再生法の適用を受けることとなり、粉飾が発覚することとなった。